

東灘・コミコミ活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民主体のまちづくりを進めるため東灘区民自ら企画し、提案し、及び実施する東灘区内における住民相互のコミュニケーションの醸成や地域のコミュニティの活性化などに資する地域活動（以下「コミコミづくり活動」という。）及びコミコミづくり活動の企画を今後実践していくための準備活動（以下「はじめの一步活動」という。）に対して、それに要する経費の一部を予算の範囲内で助成すること（以下「助成」という。）に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、助成金（当該助成のために交付する助成金をいう。以下同じ。）の交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす団体とする。

- (1) 企画した活動を終了まで責任をもって遂行し、助成の期間が満了した後も継続して活動できる団体及び実行組織であること。
- (2) 東灘区内に活動の拠点をもつものであること。
- (3) 暴力団その他反社会的勢力又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

(助成対象活動)

第3条 助成の対象となるコミコミづくり活動は、次に掲げる要件のすべてを満たす活動とする。

- (1) 東灘区内の地域課題の具体的な解決や地域の活性化をテーマとしたものであること。
- (2) 団体が自ら企画し、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「活動実施期間」という。）に実施されるものであること。
- (3) 活動場所が東灘区内であり、東灘区民を対象に行うものであること。

- (4) この要綱による助成を受けたことがない活動について新たに助成を受けようとする場合は、活動の期間が活動開始からおおむね2年以内のものであること。
- (5) 活動実施期間の始期の前日から起算して3年以内（以下この号において「過去3年以内」という。）にこの要綱による助成を受けた団体が行う活動の場合は、過去3年以内に助成を受けた活動と同一のテーマであること。
- (6) 営利を目的とした活動、宗教的活動及び政治的活動のいずれにも該当しないこと。
- (7) 助成金のほかに活動資金を有するものであること。
- (8) 活動の経費の大部分が委託費でないこと。
- (9) 活動に必要な行事保険に加入するものであること。
- (10) 市又は市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。
- (11) 市の総合基本計画その他基本計画に反しないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成にふさわしくないと認める活動でないこと。

2 助成の対象となるはじめての一步活動は、次に掲げる要件のすべてを満たす活動とする。

- (1) 過去にはじめての一步活動の助成を受けていないこと。
- (2) 前項第1号から第4号まで及び第6号から第12号までの要件のすべてを満たすものであること。

（助成金の範囲）

第4条 助成金の1件あたりの額は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) コミコミづくり活動 採択初年度のものにあつては30万円、同一のテーマの活動に対する2年度及び3年度のものにあつては、それぞれ採択初年度の助成金の交付額の4分の3及び2分の1を乗じて得た額とする。

- (2) はじめての一步活動 3万円

（助成対象経費）

第5条 助成の対象となる経費は、助成を受けようとする団体が活動実施期間内に実施するコミコミづくり活動又ははじめの一步活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 謝礼（講師やアドバイザー等への謝金をいう。）
- (2) 旅費（講師やボランティア等の交通費をいう。）
- (3) 事務費（印刷、発送、記録及び消耗品等に要する費用をいう。）
- (4) 使用料（会場使用料、会場設営費、活動に必要とされる機器・機材の借上料等をいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、助成の対象から除外する。

- (1) 団体構成員の飲食、打ち上げ、レセプションその他これらに類するものに係るもの
- (2) 団体構成員の人件費及び報酬
- (3) 領収書がないもの、領収書のただし書きがないものその他使途が不明のもの
- (4) 活動実施期間以外の期間に実施される活動に係るもの
- (5) 活動に直接の関係がない団体の経常的業務に係るもの
- (6) 団体の備品その他高額な物品に係るもの
- (7) 合理的でない使途に係る経費と認められるものその他区長が不相当と認めるもの

（交付の申請）

第6条 助成を受けようとする団体は、補助金規則第5条第1項の規定による助成金の交付を申請するときは、区長が定める期日までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める様式により書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 助成金（コミコミづくり活動）交付申請書 様式第1号の1
- (2) 助成金（はじめの一步活動）交付申請書 様式1号の2
- (3) 団体概要 様式第2号

(4) 活動企画書 様式第3号

(5) 収支予算書 様式第4号

(6) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約・同意書 様式第5号

(助成金交付の決定)

第7条 区長は、補助金規則第6条の規定による助成金の交付決定を行うときは、助成の採否及び助成金の予定額（以下「助成交付予定額」という。）を決定し、助成金交付予定額決定通知書により助成を申請した者に通知する。

2 区長は、前項の場合において、助成金の交付の目的を達するため必要があるときは、条件を付し、又はこれを変更することができる。

(企画審査委員会)

第8条 区長は、前条第1項に規定する決定を行うに当たり、申請された活動の企画内容を審査するため、有識者をもって構成する東灘・コミコミ活動助成企画審査委員会（以下「審査会」という。）を置き、意見を聴くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に定める審査を行う。

(1) コミコミづくり活動 申請書類及び助成を申請した団体からの提案説明による公開企画提案会での審査。ただし、応募企画が多数の場合又は明らかに公益性や効果が低いと考えられる企画があるなど審査会が不適正と判断した場合は、書面のみによる審査とする。

(2) はじめの一步活動 書面による審査

3 審査会は、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して審査する。

(1) 地域貢献性

(2) 効果

(3) 継続性

(4) 自立性

(5) 実現性

(活動の変更等)

第9条 第7条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成決定団

体」という。)は、当該決定に係る申請の内容に変更がある場合においては、あらかじめ計画変更申請書を区長に提出し、区長の承認を得なければならない。

- 2 助成決定団体は、助成の対象となる活動を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ助成活動中止(廃止)申請書を区長に提出し、区長の承認を得なければならない。

(活動報告書の提出)

第10条 助成決定団体は、活動が終了したときは、活動終了から1か月以内に活動報告書及び区長が必要と認める書類を区長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第11条 区長は、前条に規定する活動報告書を審査のうえ、交付額を確定し、助成金交付額確定通知書により助成決定団体に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の場合において、区長が必要と認めるときは、助成交付予定額から減額修正した額を確定の交付額とすることができる。
- 3 助成決定団体は、助成金交付額確定通知書を受領した後、助成金の交付を受けようとするときは、当該通知書で指定された期日までに助成金交付請求書を区長に提出するものとする。
- 4 前項の請求があったとき、区長は、助成金決定団体に助成金を支払うものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、コミコミづくり活動に対する助成は、区長が必要と認めるときは、活動が終了する前に、助成金交付予定額の3分の2を乗じて得た額を上限として、概算払をすることができる。
- 6 前項の概算払による助成金の交付を受けようとする助成決定団体(以下「概算払申請団体」という。)は、助成金概算交付申請書を区長に提出するものとする。
- 7 前項の申請があったとき、区長は、助成金概算交付申請書を審査のうえ、概算払による交付額を決定し、助成金概算交付額通知書により概算払申請団体に通知するものとする。
- 8 概算払申請団体は、助成金概算交付額通知書を受領した後、概算払による助

成金の交付を受けようとするときは、当該通知書で指定された期日までに概算払助成金交付請求書を区長に提出するものとする。

9 区長は、概算払申請団体から前条に規定する活動報告書の提出があったときは、第1項から第4項までの規定を準用する。

10 概算払申請団体に対し既に交付した額が、確定した助成金交付額を超えるとき、区長は、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の助成金の返還を命じるものとする。

11 概算払申請団体は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長が指定する方法で精算しなければならない。

(活動の調査等)

第12条 区長は、必要と認めるときは、申請団体に対して、申請に係る活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うこと（以下「調査等」という。）ができる。

2 区長は、調査等により、申請に係る活動の評価を行うとともに、調査等の結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第13条 区長は、助成金の交付を受けた又は助成交付予定額決定通知書若しくは助成金交付額確定通知書を受領した団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額又は確定額の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。

(2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 調査等又は措置の求めに従わないとき。

(5) この要綱に違反したときその他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(施行細目の委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は、東灘区総務部地域協働課長が定める。

附 則

1 この要綱は平成15年6月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成16年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成17年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成18年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成22年12月16日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成26年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成28年2月1日より施行する。

2 改正後の第5条は、平成28年度に新たに採択された活動から適用する。

附 則

1 この要綱は平成30年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は平成31年2月18日より施行する。

附 則

1 この要綱は令和2年2月21日より施行する。

附 則

1 この要綱は令和3年2月22日より施行する。

附 則

1 この要綱は令和3年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。